

知っておこう、わたしたちの働き方 その2

2015年4月改定施行される介護保険法は、第6期となる介護保険事業計画です。これにより、2015年からおよそ2年間の猶予期間を経て、要支援利用者は一部のサービスをのぞき、介護保険の利用から外される予定です。2025年にはピークを迎える高齢者を支える多様なサービスは、介護労働者なしでは維持できません。介護の現場は多種多様な資格や職種がチームですすめることが求められる中で、介護労働者のほとんどが非正規(パート、派遣、嘱託…)や、名ばかりの常勤です。

「契約更新しないとされたけど説明がない。」「有給休暇ってあるの!?!」「利用者から利用者へ移動する訪問介護って、どこまでが労働時間?」介護保険が始まって14年が経ちますが、いまだにそんな相談が舞い込みます。

労働者の権利は法律で守られているんだから、知らないで損をします!

講師: 大山 泰弘氏(広島県労連 労働相談センター)

日時: 2014年3月8日(土)14:00~16:30

場所: ゆいぼーと研修室1 (広電鷹野橋電停徒歩3分)

広島市中区大手町五丁目6番9号

参加費: 無料



※ 参加は無料、興味がある方はご自由にどうぞ。

資料は余分にご用意致しますが、事前に連絡いただければ助かります。お茶とお菓子を食べながら、気軽に話しましょう。知らなかった働き方の法律を、楽しくわかり易く解説します。現場で働いている人はもちろん、管理者の方も、興味のある方も大歓迎です。



事業所名	
連絡先	
氏名	職種

主催: 広島県労連 介護福祉労働者連絡会& 中区母親連絡会

広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労連 TEL: (082) 262-1550 FAX (082) 261-5059

E-mail: hiroshimakenrouren@nifty.com <http://homepage3.nifty.com/hiroshimakenrouren/helper>